

看護基準（療養病棟）

当医療療養病棟は、「療養病棟入院基本料 1」基準を関東信越厚生局に届け出ており、1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）、1日に9人以上の看護補助者が勤務しています。

朝8時30分～夕方17時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は5人です

看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人です

夕方17時30分～翌朝8時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は30人です

看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人です